

答申第245号（諮問第258号）

「公文書開示請求における公文書の特定方法」
の中の誤りの部分」の公文書開示決定に対する
審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年4月11日付けで、「「公文書開示請求における公文書の特定方法」の中の誤りの部分」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「群馬県公文書開示事務取扱要綱」（以下「本件要綱」という。）及び「公文書開示審査会答申第223号」（以下「本件答申」といい、本件要綱とあわせて「本件公文書」という。）であると特定し、令和2年4月20日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和2年5月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査手続の分離

本件審査請求では、本件処分の他に、実施機関が令和2年4月23日付けで行った公文書開示決定及び公文書不存在決定についても併せて請求が行われたが、令和2年6月24日付けで本件処分とその他処分について審理手続を分離した。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

6 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和5年3月9日、口頭意見陳述を実施した。

7 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年8月1日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書の特定が妥当であるか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

文書の特定をやりなおせ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

文書の特定を間違えており、さもなくば令和2年4月9日付の群馬県知事名の公文書開示決定と照らし合わせると、処分庁の職員が自分たちを犯罪者と認めているようなものである。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

誤りがある部分を開示しろというのに全てを開示している。それともそれ自体が誤りということか。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例の解釈について

条例第13条は「実施機関は、開示請求があったときは、次条に規定する場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定しており、公文書の全部開示を原則としている。

したがって、条例第14条の非開示情報が記載されている場合を除き、特定した公文書を全部開示しなければならないと解する。

(2) 公文書の特定について

ア 開示請求公文書の特定の方法について、条例に明文の規定がないが、本件答申において、「条例第1条が公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進する旨を謳い、条例第13条が、公文書の全部開示を原則としていることに鑑みれば、県民の開示請求権は最大限尊重すべきである。このことから、文書の特定に当たっては、

公文書開示請求書の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載された文言を形式的論理的のみに解釈するのではなく、実質的に解釈して請求されている文書の特定作業を行うべきであると解する。」と示されている。

イ 請求人は、条例第12条第1項の規定により、令和2年4月11日付けで「「公文書開示請求における公文書の特定方法」の中の誤りの部分」の開示請求を行ったが、これに先立ち、令和2年3月28日付けで「知事部局職員が、一般県民から情報開示請求があったら、公文書の特定を間違えてばかりしていい・又は間違え続けなければならない、という内容」の開示請求（以下「別件請求」という。）を行っている。実施機関では、別件請求につき、総体として「公文書開示請求における公文書の特定方法」について記載された公文書の開示を求めているものと認め、公文書の開示に関する知事部局における事務の取扱いについて必要な事項を定めた本件要綱及び公文書の特定方法に関する本件答申を開示請求対象公文書として特定した上で、令和2年4月9日付けで公文書開示決定（以下「前回処分」という。）を行い、備考欄に上記の特定理由を記載して、請求人に通知した。このような事実関係からすると、本件請求は、前回処分における特定理由中の「公文書開示請求における公文書の特定方法」との文言を踏まえた上での請求であると認められ、前回処分と本件請求は密接な関連性を有するものであると言える。

ウ したがって、本件請求における「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載された「公文書開示請求における公文書の特定方法」とは、別件請求に対して特定し、開示することとした本件要綱及び本件答申を指すものと解されるが、実施機関としては、自らを規律する規程等である本件要綱及び本件答申中に誤りが存在しているとは到底想定できないため、「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載された「誤り」との文言を重視すると開示請求対象公文書を特定することができず、結果として請求人の開示請求権を最大限尊重したとは言えないものになってしまう。

エ そこで、「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載された「誤りの部分」との文言を合理的に解せば、仮に「公文書開示請求における公文書の特定方法」の中に請求人が主張する誤りが存在するとしても、それは上記イで述べた「公文書開示請求における公文書の特定方法」の文言が指す文書の一部にしかあり得ない。とすると、本件請求は総体として前回処分の開示請求対象公文書の一部を求めているものと解されるため、前回処分と同様、本件要綱及び本件答申を開示請求対象公文書として特定した。

1 本件審査請求について

請求人は、文書の特定が誤りであると主張している。一方、実施機関は、条例及び答申の趣旨に照らし、本件請求に係る公文書の特定は妥当であると主張しており、公文書の特定の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書の特定が妥当であるか否か検討する。

2 条例の解釈について

条例第13条では、条例第14条各号で規定されている非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に応じて公文書を開示しなければならないとしており、開示請求の対象は、請求者から明確な意思表示がされている場合を除き、対象公文書のうちその情報が記録されている部分のみが公開の請求の対象となるものではなく、当該公文書全体がその対象となるものと解される。

3 本件請求に係る公文書の特定の妥当性について

(1) 特定した公文書

実施機関は請求内容の記載から、以下の公文書を本件請求に係る公文書として特定した。

ア 本件要綱について

本件要綱は、条例による公文書の開示に関する事務の取扱いについて規定したものであり、開示請求書の受付から開示決定等の判断に関する事務、開示の実施に係る事務等について記載されている。

イ 本件答申について

本件答申は、令和元年8月19日付けで審査会が行った答申であり、「条例第1条が、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進する旨を謳い、第13条が、公文書の全部開示を原則としていることに鑑みれば、県民の開示請求権を最大限尊重すべきであり、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」に記載された事項の中に、事実誤認が含まれており、それが開示請求対象公文書を特定するに当たって重要な前提条件となっているのであれば格別、そうでない場合には、必ずしも文言を形式的論理的のみに解釈するのではなく、実質的に解釈して請求されている文書の特定作業を行うべきである」として条例の規定の趣旨を踏まえた公文書の特定に関する審査会の考え方が記載されている。

(2) 特定の妥当性について

ア 本件請求に係る公文書は、「「公文書開示請求における公文書の特定方法」の中の誤りの部分」である。これは、「公文書開示請求における公文書の

特定方法」が記載されている公文書において誤りがあることを前提に、その部分の開示を求めているものと解される。

イ 実施機関は「公文書開示請求における公文書の特定方法」について、別件請求に対する公文書開示決定通知に「開示を請求された公文書について、総体として「公文書開示請求における公文書の特定方法」について記載された公文書を求めているものと判断し、公文書を特定しています。」と記載して請求人に通知しており、「公文書開示請求における公文書の特定方法」とは、別件請求に対して開示することとした本件要綱及び本件答申を指すものと特定した。

ウ その上で、本件公文書は実施機関が自らを規律する規程等であり、誤りが存在しているとは想定できないため、誤りとの文言を重視すると本件開示請求に係る公文書が存在せず、結果として請求人の開示請求権を最大限尊重したとはいえないため、本件公文書を特定したと主張する。

エ また、仮に請求人が主張する誤りが存在するとしても、それは本件公文書の一部にしかあり得ないため、結果として本件公文書の一部を求めているものと解され、本件公文書を本件開示請求に係る公文書として特定したとも主張する。

オ たしかに、本件請求の内容には「誤りの部分」という文言があるものの、請求内容の中核は、「公文書開示請求における公文書の特定方法」という部分、すなわち条例による公文書開示請求がされた場合に、どのように対象となる文書を特定すべきかという事務の取扱について記載した文書と捉えるべきであることから、本件要綱及び本件答申を本件請求に係る公文書として特定した実施機関の決定は妥当である。

4 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年 8月 1日	諮問
令和5年 8月23日 (第94回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和5年11月14日 (第95回 第一部会)	審議
令和6年 2月16日	答申